

令和2年4月8日

東久留米市内の保育所等に乳幼児が在籍する保護者 各位

東久留米市子ども家庭部子育て支援課長 関 知紀

登園自粛要請に伴う諸手続きについて（お願い）

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和2年4月6日付「保育所における新型コロナウイルス感染症への対応について」において、感染拡大防止のため、ご自宅で保育が可能な場合は登園を控えていただくようお願いし、本日、改めて「新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大防止に向けた登園・登所自粛の要請について」を发出することとなりました。

これらの依頼に基づき登園を自粛いただく場合の手続きについて、下記の点にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 登園の自粛について

(1) 登園の自粛について

東京都をはじめ7都府県を対象地域として緊急事態宣言が発効され、東京都では外出自粛要請を行っていることを鑑み、ご自宅で保育が可能な場合には、登園を控えていただきますようお願いいたします。

(2) 登園自粛をお願いする期間

4月7日から5月6日まで

(4月6日付通知で登園自粛をお願いしているため4月7日からとしております。)

(3) 登園自粛の申し出について

登園自粛にご協力いただけのご家庭につきましては、「保育所等利用自粛申出書」にて、在園している保育施設まで利用を自粛される予定日をお知らせください。書面の提出が難しい場合には、口頭、お電話でも構いませんので、保育施設までご連絡ください。

2 保育料の取り扱いについて

(1) 保育料の減額について

4月7日から5月6日までの間、新型コロナウイルス感染拡大防止のために登園を自粛された場合には、自粛いただいた日数に応じて保育料の減額を行います。東久留米市在住の方のみが対象となります。

(2) 減額の対象について

①対象となる園児

0歳児クラスから2歳児クラス

②対象となる保育料

令和2年4月7日から5月6日までの期間で、本来保育が必要であったにもかかわらず登園を自粛いただいた日に係る保育料

③減額の方法

日数により日割りで算出

(3) 登園自粛期間終了後の届け出について

①届け出方法

「保育所等利用自粛（実績）申出書」に必要事項をご記入の上、ご利用の各施設を通じてご提出ください。

②提出先

ご利用中の各施設

③届出期限

令和2年5月26日まで

※今後の情勢により変更が必要になった場合には改めて通知する場合があります。

以上

## 保育所等利用自粛申出書

東久留米市長 宛

保護者氏名 \_\_\_\_\_

新型コロナウイルス感染拡大防止のために家庭保育を行うので、保育所等の利用を自粛します。

保育所名						
在 園 児 童	児童名		生年月日			
	児童名		生年月日			
	児童名		生年月日			
登園自粛を予定されている日に○をご記入ください						
対象期間：4月7日～5月6日						
日	月	火	水	木	金	土
4月5日	6	7	8	9	10	11
休						
12	13	14	15	16	17	18
休						
19	20	21	22	23	24	25
休						
26	27	28	29	30	5月1日	2
休			祝			
3	4	5	6			
休	祝	祝	振休			

### 注意事項

- 1 自粛要請期間は変更となる可能性があります。
- 2 自粛の申し出により、保育所等の利用ができなくなるものではございません。保育所等の利用が必要となった場合には、各施設にご連絡ください。

年 月 日

東久留米市長 宛

届出人

住所

氏名

保育所等利用自粛（実績）申出書

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育所等利用自粛に伴う利用者負担額の減額について次のとおり届出します。

児童名		生年月日	
利用施設名			
対象期間	令和2年4月7日から5月6日まで		
理由	市からの家庭保育の協力要請に応じ登園を自粛したため。 保育を必要とする日数 【       】日のうち 登園を自粛した日数 【       】日 ※本来保育を必要とする日だったにもかかわらず、登園を自粛した日数を記入してください。		
利用者負担額の取り扱い	減額された利用者負担額について ①引落口座へ還付 ②6月以降の保育料へ充当 を希望		

（計算式）

変更後利用者負担額＝変更前利用者負担額×（開所日数－臨時休園等日数）÷25

施設記載欄

上記児童の期間中登園（出席）日数をご記入ください

施設記入 【       】日

※短時間や半日の登園も1日として計算してください。

施設確認印

施設確認印